

2020年3月2日

各位

株式会社 北日本銀行

各種預金規定の改訂及び小冊子廃止について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、2020年4月に施行される民法改正をふまえ、各種預金規定の一部を下記のとおり2020年4月1日より改訂いたします。

なお、改訂後の規定は、改訂前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改訂後の規定を当行ホームページに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改訂日以降、口座開設時に配布していた規定小冊子を廃止し、規定の交付を原則取りやめさせていただきます。なお、印刷した規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民法改正に伴う各種預金規定の改訂内容

○定期預金の満期日解約前の制限の明確化

- (1) 改正民法においては、預金契約は「寄託」の規定を準用することになり、「寄託者（預金者）は、受寄者（銀行）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、当行がやむを得ないと認める場合を除いて、満期日前の解約はできない旨を記載し、取扱いを明確にするものです。

- (2) 改正対象規定

定期預金共通規定等 7 規定

○預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

- (1) 改正民法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

- (2) 改正対象規定

当座勘定規定等 10 規定

○規定変更時の手続きの明確化

- (1) 改正民法において規定内容の変更については、一定の条件を満たす場合に規定の内容を変更できると明確にされたため、当行が規定の内容を変更する際の手続きを規定上に明記します。

- (2) 改正対象規定

当座勘定規定等 13 規定

KITAGIN NEWS RELEASE 2020



2. 改訂する預金規定ならびにホームページに掲載する規定一覧

規定等名称	民法改正に伴う規定改訂			ホームページに掲載となる規定
	定期預金の満期日解約制限の明確化	預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務化	変更条項の追加	
当座勘定規定（一般用）		○	○	○
当座勘定規定（専用約束手形口用）		○	○	○
総合口座取引規定		○	○	○
普通預金 貯蓄預金（共通規定）		○	○	○
普通預金（個別規定）				○
貯蓄預金（個別規定）				○
通知預金		○	○	○
定期預金（共通規定）	○		○	○
期日指定定期預金（個別規定）				○
自由金利型定期預金（個別規定）				○
変動金利型定期預金（個別規定）				○
据置型定期預金（個別規定）				○
積立定期預金 積立式定期預金（共通規定）	○	○	○	○
積立定期預金（個別規定）				○
積立式定期預金（個別規定）				○
定期積金規定	○	○	○	○
財産形成預金（共通規定）		○	○	○
財産形成年金預金（個別規定）	○			○
財産形成住宅預金（個別規定）	○			○
財産形成期日指定定期預金（個別規定）	○			○
財産形成積立定期預金（個別規定）	○			○
納税準備預金規定		○	○	○
譲渡性預金規定		○	○	○
外貨普通預金規定				○
外貨定期預金規定				○
休眠預金等活用法に関する規定				○

KITAGIN NEWS RELEASE 2020



インターネット支店ご利用規定			○	○
ひまわりポイントサービス規定			○	○

3. 預金規定の改訂日、ならびにホームページ掲載日

2020年4月1日

以上

[本件に関するお問い合わせ先]
事務システム部
担当：矢羽々 (TEL 019-663-9231)
高橋 (TEL 019-663-9233)